

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年5月30日現在

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域に限る)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮、原町区馬場字五台山、原町区馬場字梯巻、原町区馬場字御前原、原町区片岡字津井及原町区大字原と田坂の区域)、川俣町(山木屋の区域に限る)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域に限る)、葛尾村、飯舘村、大熊町、双葉町、浪江町、川内町、原町町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、葛尾村、飯舘村

及下野向台・館山・伊豆・相模・武藏・信濃・近江・丹波・淡路・備後・備前・周防・長門・肥前・肥后・筑前・筑后・大分・宫崎・鹿儿岛等に分布する。又日本国外では、朝鮮半島、中国、東南アジア、オーストラリア、南洋諸島、アフリカ、南米、南極大陸等に分布する。

余市町、白堀村、白木村、白石村、白新村、白大田村(岩代村)及び旧白大田村(市川町)の区域に限る。), 本吉町(旧白石村・白木村及び旧本吉村の区域に限る。), 桑折町(旧半田村及びひ白桑折村の区域に限る。), 国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。), 郡山市(旧富久山町の区域に限る。), いわき市(旧上田村の区域に限る。), 川俣町(旧玉井村の区域に限る。), 三春町(旧大玉村の区域に限る。)

木内及び宇智郎林の区域に限る)。又に市川林班から2103林班に及ぶ2103林班を除く区域に限る。伊豆市森林管理部2014林班から2018林班まで、2018林班から2103林班まで及び2103林班を除く区域に限る。

(市) (旧堰本村)、川尻柱村、古富成村、奥掛町、小国村(以上は吉田町の区域に限る。)、本宮市(白岩村の区域に限る。)、川俣町(山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、広野町(柏葉町、川内村及び飯坂町)、長泥並びに村内国有林森林管理署2304林班、2305林班及び2311林班から2312林班まで(除く区域に限る。)

\*6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により指定された居住定着区域に限る。)、猪谷町、富岡町(平成25年5月7日付け指示により指定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月15日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成22年3月31日付け指示により指定された大熊町・郡山町・郡山地区の区域を除く区域に限る。)

36. アイナ・アカシカタミ・イカナゴ(稚魚を除く)、イワシ目、ウツメバル、ウミタナゴ、アシジン・マイナミ・カサゴ、キジハタ・カサハタ、クロロシ・シロシ・シロハタ、コモン・カサゴ、サクラマス、サブロウ、シロウサギグ・シロミ・パル、スクズ、オガシカニ、エビ、ヌマザリイ・バガシ。

※イタリア、アラビア語、ラテン語、イギリス語、オランダ語、カナダ語、スペイン語、フランス語、エジプト語、ガラハ、ギンザイハル、クロウリ、クロタリ、セムシガル、コモンガスベー、サクライマ、サンロフ、ショワサイク、シロメハル、ススキ、ナガガル、ニベ、メマカラ、ハバカラ、ヒガラフグ、ヒラム、ホウワウ、ホウカレイ、ホシザメ、マナゴ、マコガリ、マダラ、マカウラ、ムシガラ、ムシガラ、ムラヒ、ミタガリ、ヒノゴスリ、キタムラカキ、キタウキ、サリ

※7 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛のものを除く)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

※8 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、柏原市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、宿葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大土村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年5月30日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
雑穀	わらび(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
水産物	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町(旧耕野村の区域を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
穀類	たらのめ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスベ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	
	スズキ	
	マダラ	
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年5月30日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	日光市、大田原市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町 鹿沼市、矢板市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那須川町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	柏市、我孫子市、白井市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町 こしあぶら
	こしあぶら	長野市、中野市、軽井沢町、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、小山町

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請